

平成29年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

平成29年度 第2回
地方独立行政法人会計基準等研究会

総務省

地方独立行政法人会計基準等の改訂について

平成29年6月に公布された「地方自治法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第54号)並びに独立行政法人会計基準等及び国立大学会計基準等の改訂等を踏まえ、地方独立行政法人会計基準等について、下記の点に関して所要の改訂を行うもの。

1 独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂	
	①セグメント情報の開示・運営費交付金の収益化基準
	②その他 ・たな卸資産 ・附属明細書の拡充 ・不要財産納付の注記例の追加
2 設立団体が二以上の場合の区分経理	
3 公立大学法人における受託研究費等に係る業務の情報開示	
4 公営企業型地方独立行政法人の退職給付に係る会計処理	
	①移行時引当不足額の分割計上関係
	②引当外退職給付関係
5 会計監査人の監査に係る報告書(監査基準)の改訂	

<今後のスケジュール>

3月30日 地方独立行政法人会計基準及び注解の告示

※Q&Aは会計基準告示後に前回改訂分もあわせ、日本公認会計士協会との調整を経て公表

平成29年 地方独立行政法人法の改正概要

1 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加

H30.4.1施行

市町村の窓口関連業務における外部資源活用の課題

- ・一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難
- ・町村部等の小規模自治体では、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難

(現行制度上の、住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図)



外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができることとする

- 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務のうち定型的なもの)を追加
- 申請等関係事務処理法人による窓口関連業務に対し、市町村がきめ細かく関与するため、情報提供・指導助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令及び直接執行を新たに規定する。
- 申請等関係事務処理法人は、その業務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において行い、当該市町村の長その他の執行機関が当該申請等関係事務を処理したものであるものとしての効力を有することとする。
- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることが可能

2 地方独立行政法人における適正な業務の確保

(国の独立行政法人制度改革(平成26年度)等を踏まえた改正)

H30.4.1施行
(一部H32.4.1施行)

- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・評価者を評価委員会から設立団体の長に変更(公立大学法人を除く)・中期目標の具体化・地独法に評価結果の反映等の義務付け 等
- 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
 - <内部統制体制の整備>
 - ・業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載 等
 - <監事・会計監査人の機能強化>
 - ・監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化 等
 - <設立団体の長からのガバナンス強化>
 - ・設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令等

1. 独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 論点① セグメント情報の開示

- ・財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、目標設定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保する必要がある。

2. 会計基準等の改訂要否（→ **改訂が必要か**）

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・開示すべきセグメント情報を中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく情報とする。
（会計基準第41）＜資料2 p. 3＞
 - ・開示すべきセグメント情報に総損益及び行政サービス実施コストを追加する。
（会計基準第41）＜資料2 p. 3＞
 - ・適用時期については、原則として平成30事業年度からとしつつ、現行の中期目標に対する改正法適用の経過措置規定を踏まえることとすべきか。
 - ・ただし、業務達成基準の原則化を適用しない公立大学法人及び公営企業型には適用しないこととすべきか。
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

1. 独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 論点② 運営費交付金の収益化基準

- ・ 経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させるため、運営費交付金の収益化を行う基準について検討する。

2. 会計基準等の改訂要否（ → **改訂が必要か** ）

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・ 業務の進行に応じて収益化を行う方法である業務達成基準は、
 - ①費用進行基準と比べ、業務ごとに費用の管理を行うことで、利益捻出（費用節減）のインセンティブが働く
 - ②期間進行基準と比べ、業務未完了分の見合いの財源が運営費交付金債務として適切に繰り越されるが、現行では、業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に採用。

⇒運営費交付金について、業務達成基準により収益化を行うことを原則化。
（会計基準第79）＜資料2 p. 9＞

⇒運営費交付金が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務としての収益化単位の業務と運営費交付金の対応関係を明確化。
（注解55及び注解56）＜資料2 p. 11、12＞
 - ・ 適用時期については、原則として平成30事業年度からとしつつ、実務上困難な場合には、平成31事業年度から適用することも容認することとすべきか。
 - ・ ただし、公立大学法人及び公営企業型においては、次の理由により原則化しないこととすべきか。
 - ⇒公立大学法人は、国立大学法人同様、教育等の達成度の客観的な測定を行うことが困難と考えられる。
 - ⇒公営企業型は、経費負担の原則に基づく設立団体の負担金、災害復旧事業のための交付金等を当該年度分として受ける場合が多く、必ずしも運営費負担金の収益化によって業務の達成度が測られるものではない。
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

1. 独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 論点③ その他

- ・ 補助金等を財源として取得したたな卸資産に係る会計処理、附属明細書の拡充、不要財産の設立団体の注記例の追加

2. 会計基準等の改訂要否（ → **改訂が必要か** ）

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・ 補助金等を財源として取得したたな卸資産に係る会計処理を規定（会計基準第81、公営企業型会計基準第81） <資料2 p.16,22>
- 以下の点について会計基準及びQ&Aの改訂が必要か。
 - ・ 附属明細書の拡充（会計基準第77） <資料2 p. 8>
（申請等関係事務処理法人について預り手数料明細及び預り手当財源等明細を追加、公立大学法人以外の地方独立行政法人について科学研究費補助金等を追加）
- 以下の点についてQ&Aの改訂が必要か。
 - ・ 附属明細書の拡充（独法Q&Aの改訂に合わせて記載を拡充）
 - ・ 不要財産の設立団体の注記例の追加（独法Q&Aの改訂に合わせて新設）

2. 設立団体が二以上の場合の区分経理

1. 論点(設立団体が二以上の法人が区分経理を行う際の会計処理)

- ・ 設立団体が二以上の法人について、会計監査人の監査を必要とする区分経理を行う際は、
 - ① 法第35条の改正により会計監査人は設立団体の規則に定めるところにより会計監査報告を作成するとされることから、区分経理を行う旨を設立団体の規則に定めた上で、
 - ② 設立団体ごとの区分経理を行うことが想定されることから、一般型の申請等関係事務処理法人の関係市町村ごとの区分経理に準じて会計処理を行うこととする。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

○ 以下の点について改訂が必要か。

- ・ 設立団体が二以上の法人が設立団体の規則の定めるところにより、区分経理を行う際は、申請等関係事務処理法人の区分経理に準じて会計処理を行う旨を記載。

(会計基準第103 ⇒ 「設立団体が二以上の法人の区分経理」を新設) <資料2 p.17>

- ・ 公営企業型についても、一般型の申請等関係事務処理法人の区分経理に準じて会計処理を行う旨を記載。

(公営企業型会計基準第100 ⇒ 「設立団体が二以上の法人の区分経理」を新設)

<資料2 p.23>

○ あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

3. 公立大学法人における受託研究費等に係る業務の情報開示

1. 論点

・国立大学法人会計基準等について、共同研究の重要性の高まりを受けて、共同研究を受託研究等から独立して表示するとともに、附属明細書において、委託者別の計数を開示するなどの改訂が行われている。

2. 会計基準等の改訂要否（→ **改訂が必要か**）

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ①損益計算書における、国又は地方公共団体からの受託による収益と、他の主体からの受託による収益の区別を廃止。
（注解62）＜資料2 p.16＞
 - ②財務諸表において、受託研究と共同研究をそれぞれ独立して表示する旨を記載。
（会計基準第15, 第16, 第55, 第57, 第64, 第67, 第75）＜資料2 p. 1、2、5、6、7＞
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

4. 公営企業型地方独立行政法人における退職給付に係る会計処理

1. 論点①(移行時引当不足額の分割計上関係)

・ 公営企業型の移行型地方独立行政法人においては、移行時における引当不足額を中期目標期間内（3～5年）に費用化することを認めている一方、地方公営企業会計においては、平均残余勤務期間内（最長15事業年度）での均等分割としており、移行前と移行後の処理が不整合となっている。

2. 会計基準等の改訂要否（→ **改訂が必要か**）

○ 以下の点について改訂が必要か。

・ 公営企業型地方独立行政法人と移行前の地方公営企業との間の経営成績に関して期間比較を確保するため、地方公営企業会計における退職給付引当金の費用化期間と平仄を合わせるよう改訂。

（公営企業型注解33）＜資料2 p.19＞

○ あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

(参考) 公営企業型地方独立行政法人における退職給付引当金の引当不足額の分割計上について

1. 退職給付引当金の引当不足額の現行の計上方法等

法人	義務化年度	原則	例外	例外の考え方
民間企業	H10～	一括計上	15年以内での分割計上	一括計上しか認めないこととすると、企業の経営成績に大きな影響を与えかねないことから、義務化時の激変緩和のために15年以内での分割計上を可能とした。
公営企業	H26～			民間企業の会計基準との並びや当時の調査結果による職員の平均残余勤務年数(18年)も勘案し、15年以内での分割計上を可能とした。
公営企業型 地方独立行政法人	H16～		中期目標期間(3～5年)内での分割計上	民間企業と同様に、15年以内での分割計上についても検討されたが、地方独立行政法人は、中期目標期間を単位として事業が行われ、業務実績の評価や組織のあり方検討等も同期間毎に行われるものであるという特性を重視して、同期間内での分割計上を可能とした。 ※ なお、検討時においては、団塊の世代の職員の大量退職に備え、早期に引当不足額を計上する必要があったという事情も勘案されていた。

(参考)

独立行政法人	H13～	一括計上	運営費交付金による財源措置が行われる分については、引当金の計上不要	上記の企業とは異なり、独立採算を原則としていないため、主務省や設立団体からの運営費交付金による退職給付金への財源措置が認められている。 運営費交付金により支払われる部分は、法人の負担ではないことから退職給付引当金は計上しないこととした。
一般型 地方独立行政法人	H16～			

- ⇒
- 公営企業会計基準のもとで、引当不足額について15年での分割計上をしていた公営企業が、公営企業型地方独立行政法人に移行する場合、
それまでの分割計上期間よりも短い、中期目標期間(3～5年)内での分割計上に変更する必要が生じる。
 - これにより、各年度における費用負担が増えるため、この負担を賄えない公営企業は法人に移行できないこととなる。

2. 見直し(案)

引当不足額に係る分割計上期間を中期目標期間(3~5年)内とする取扱いを見直し、公営企業の会計基準に基づき15年以内の期間を設定して分割計上を行っている公営企業が、今後、公営企業型地方独立行政法人に移行する場合には、当該分割計上期間を継続できることとする。

(理由)

○地方独立行政法人に関する制度全てが、中期目標期間と合わせたものではないこと

- 地方債の償還期間等は中期目標期間と関係なく設定がなされているとともに、職員の任期についても中期目標期間に合わせたものではないことから、引当不足額の分割計上期間について中期目標期間内とする積極的な理由はないものと考えられる。

※現行の計上方法の検討時に勘案された、団塊の世代の職員の大量退職は終了

○他の会計基準との均衡

- 民間企業の会計基準及び公営企業の会計基準においても、15年以内での分割計上が認められていることとも整合が取れるものとなる。

4. 公営企業型地方独立行政法人における退職給付に係る会計処理

1. 論点②(引当外退職給付関係)

・ Q&A87-3において、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されている職員については、一定の要件のもと退職給付引当金の計上を要しないこととしているものの、行政サービス実施コスト計算書上の取扱いが明示されていない。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ 改訂が必要か)

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・ 行政サービス実施コスト計算書において「引当外退職給付増加見積額」とすることを記載。
(公営企業型会計基準第24、第73、第74、第87) <資料2 p.18、19、22>
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

5. 会計監査人の監査に係る報告書（監査基準）

1. 監査基準の主な改訂要否（→ **改訂が必要か**）

<p>【権限の明確化】 ※新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第35条第2項: 会計監査人の会計帳簿等の閲覧謄写等 ・法第35条第3項: 子法人に対する調査権等 ・法第35条第4項: 子法人の調査等の拒否権 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章第7節 会計監査契約: 「その地位(職務、権限、義務、責任)に関する法令上の具体的な定めはない。」とされている箇所を修正 ・第3章第2節 連結財務諸表監査: 「地方独立行政法人の長は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。」とされている箇所を修正。「特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより」とされている箇所に「法第35条第4項の規定に基づく場合を除き、」を追加。
<p>【義務の明確化】 ※新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第35条の2: 監事に対する、役員による不正行為等の報告義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章第3節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方、第5章第3節 会計監査人の義務: 会計監査人が発見した違法行為等の報告についての記述を修正。
<p>【責任の明確化】 ※新設(平成32年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第19条の2: 会計監査人の損害賠償責任規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章第4節 会計監査人の責任: 法令上、「会計監査人に特別の責任を課す定めはない。」とされている箇所を修正。
<p>【会計監査報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第34条: 財務諸表及び決算報告書に関する「会計監査人の意見を付けなければならない」とされていた箇所が、「会計監査報告を添付しなければならない」に見直し。 ・法第35条第1項: 会計監査人が財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る「会計監査報告を作成」しなければならないことの明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6章第5節第2 監査報告書の記載区分、利益処分案及び決算報告書に対する意見、事業報告書に対する報告: 第34条、第35条第1項、いずれも「会計監査報告」とされたため、「利益処分案及び決算報告書に対する意見」と「事業報告書に対する報告」を統合。
<p>【申請等関係事務処理法人】 ※新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第8章の2: 申請等関係事務処理法人の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章第4節 監査責任者の交替について: 申請等関係事務処理法人の創設に伴い修正。申請等関係事務処理法人・・・5年を上限
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク・アプローチの基本的枠組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施: 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」を踏まえた表現の修正。
<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の目的と基本的要素 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第1節 内部統制: 独立行政法人の監査基準に合わせた修正。
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の監査基準の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準: 監査基準(平成26年2月18日)に合わせた修正。
<ul style="list-style-type: none"> ・区分経理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章第1節 区分経理に係る監査: 申請等関係事務処理法人、設立団体が二以上の法人の区分経理について記載。